

丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例
について

1 改正の趣旨

所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）の一部が改正されます。

この改正に伴い、丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例（平成 11 年篠山市条例第 101 号）において引用している租税特別措置法の規定に条項ずれが生じるため、所要の規定整理を行うものです。

2 改正の内容

丹波篠山市福祉医療費等の助成に関する条例第 2 条第 21 号中「第 41 条の 3 の 3 第 2 項」を「第 41 条の 3 の 11 第 2 項」に改めます。

3 施行期日

令和 6 年 6 月 1 日